

将来像を実現するためのまちづくりの目標

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

①施策No.	②施策	③現状と課題	④単位No.	⑤次期 単位施策	⑥次期基本計画単位施策(施策の展開)	⑦市民の参画	⑧関連施策	⑨指標項目
4-1	自然環境	<p>①自然と人との関わり方も自然を「守る」から自然と「ともに生きる」という姿勢に変化しつつあり、こうした時代の流れに対応した施策の展開が求められています。地球環境という大きな視点に立ち、自然環境のバランス、循環を考慮した環境保全に取り組むことが必要です。</p> <p>②市民にとって、貴重な財産である河川については、河川が本来持つさまざまな機能が十分発揮されるよう、適切な維持保全に努めていくことが必要です。河川の親水空間化や、生き物がすみやすい環境を考えた多自然型の川づくり、水辺環境の整備などを進めることが求められています。自然学習やレクリエーションの場として河川・水路を活用することも必要であり、照井堰など、利水の優れた技術や歴史を後世に伝え、意識啓発を図るための機会を設けることも重要です。</p>	4-1-1	自然の保全と活用施策の充実	<p>①河川の清らかな水質を保つため、工場や畜舎などからの廃水の浄化、家庭から出る洗剤や油分などの抑制、減農薬農業の振興など、多方面からの取り組みを促進するとともに、河川での水質検査や排水の監視を行い、水辺の環境を常に把握していきます。</p> <p>②地元ボランティアや児童生徒が行っている河川の清掃活動や浄化活動を積極的に支援します。</p> <p>③周囲の自然や景観に配慮した親水空間の整備に努めるとともに、整備に当たっては市民からの提案の反映を図りながら、ホテルが飛び交うなど、市民が親しみを持てる美しい河川の創出に努めます。</p> <p>④県や動物愛護団体と連携し、人と生き物のよりよい関係の構築を促進するとともに、かけがえのない自然を次世代に引き継いでいくため、希少動植物の保護の徹底など、生物多様性の保全を図ります。</p> <p>⑤開発行為等が行われる際には、周囲の自然環境と調和したものとなるように、事業者への指導の徹底と誘導に努めます。</p>	<p>・家庭、事業所からの排水や農作業などに伴う農薬が河川の環境を汚染することがないように注意しましょう。</p> <p>・河川に親しむ活動を通じて自然環境を理解する活動に取り組むみましょう。</p> <p>・河川や水辺の清掃、浄化活動などのボランティア活動に参加しましょう。</p> <p>・希少な動植物の保護に努めましょう。</p>		環境基準の類型指定河川における基準値未達成河川数(BOD値)
		<p>③豊かな自然は、農林水産業を振興する上、重要な資源であるとともに、水道水等の貴重な水源となっており、国土の保全やゆとりある市民生活を送る上で欠かすことのできない市民共有の財産です。河川は利水において重要な役割を果たしているばかりでなく、潤いのある空間の提供など、市民生活に欠かせないものとなっているほか、さまざまな動植物も生育しており、夏休みなどにはこれらの生態系を観察する自然教室も開かれています。また、周辺住民やボランティアグループ等が中心となって河川の清掃や浄化活動が行われています。</p> <p>④地球本来の自然環境が失われつつあります。自然という財産は、人間だけのものではなく生物全体の共有の財産と捉える必要があり、また、これを確かな状態で次世代へ引き継ぐことが私たちの責務でもあります。</p>	4-1-2	環境教育の充実	<p>①自然とのふれあい活動や環境教育・学習の場の充実を図り、環境に対する正しい理解と環境に配慮したライフスタイルの啓発をしながら、環境意識の高いまちづくりを目指します。</p> <p>②小中学校における環境教育の推進を図り、環境意識の醸成に努めます。</p> <p>③自然環境の保全に関する啓発を行うとともに、自然環境への理解を深めることを目的とした自然観察会を実施し、環境教育の機会の充実を図ります。</p>	<p>・環境衛生に取り組む市民団体の活動に参加しましょう。</p> <p>・自然観察会などに親子で参加するなど自然学習を深めましょう。</p>		
4-2	公園・都市緑化	<p>①公園利用者の現状は、学童の割合が減り、相対的に幼児や高齢者の利用が増えている。現状の公園ユーザーに合わせ、遊具の更新にあっては対象年齢を下げたタイプを導入したり、高齢者ひいては一般利用者の健康づくりに資するよう健康遊具を順次整備してゆき、公園を市民の憩いの場としてだけでなく健康づくりの場として活用できる機能を充実させる必要があります。</p> <p>②公園は地域の中で比較的まとまった広さの広場を持っているところが多いことから、災害時の一時避難所としての機能を充実させていく必要があります。</p>	4-2-1	公園・緑地の整備	<p>①公園・緑地等の整備を進め、既存公園の維持管理の充実も図り、憩いの場、潤いの場としての公園の役割りを充実させる。併せて公園のユニバーサルデザインを意識し、整備を進めます。</p> <p>②公園利用者の変化に応じて、対象年齢の低い遊具や健康遊具の導入を図ります。</p> <p>③計画づくりの段階から市民参画を促進し、意見やアイデアの反映を図り、その地域にふさわしい公園となるよう努めるとともに、整備後の管理運営にも主体的に参加いただけるよう支援します。</p> <p>④公共施設や市道の緑地帯などの緑化を進め、沿道住民との協働で適正な維持・管理に努める整備を進めます。</p> <p>⑤日常生活に憩いと安らぎを与える緑化への意識啓発を図り、合わせて公園の緑化も住民自ら積極的に担っていただけるよう働きかけます。</p> <p>⑥磐井川堤防改修工事で伐採された桜の穂木を新堤防に植栽し、新たな桜の名所づくりを市民と進めます。</p>	<p>・公園・緑地の整備地域での公園・緑地の維持管理に取り組みましょう。</p> <p>・緑化の維持、公共施設や道路などの緑化に協働で取り組みましょう。宅地周りへ生垣を設置したり、花いっぱい運動に参加するなど、まちの緑化を推進しましょう。</p>		1人当たり都市公園面積

将来像を実現するためのまちづくりの目標

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

①施策No.	②施策	③現状と課題	④単位No.	⑤次期 単位施策	⑥次期基本計画単位施策(施策の展開)	⑦市民の参画	⑧関連施策	⑨指標項目
		①緑化推進に熱心な民区・地域がある一方、そうでないところもあり緑化に対する取り組み、推進に関する意識に地域差がある。	4-2-2	緑化の推進	①緑化推進活動がより全市的な取り組みとして行われるよう、地域づくりの一つとしての緑化推進を働きかけ、先進事例もさらに紹介するなど運動の活性化を図ります。	・緑化の維持 公共施設や道路などの緑化に協働で取り組む。宅地周りへ生垣を設置したり、花いっぱい運動に参加するなど、まちの緑化を進める。		
4-3	低炭素社会	①地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量は年々増加しており、平成25年度は過去最高の13億9,500億トン(二酸化炭素換算)となっている。温暖化の進行は豪雨等の災害や熱中症の増加など多くのリスクを抱えています。温室効果ガスの排出量を削減するため、化石燃料の使用を抑えた「大量消費」から「生活の質」を考えた省エネ型の生活や産業活動を普及推進する必要があります。震災を踏まえ、再生可能エネルギーへの転換が大きな流れとなっており、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利用を積極的に進め、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で主体的に取り組むとともに、連携、協力して取り組んでいく必要があります。	4-3-1	「好循環のまちづくり」の推進	①温室効果ガスの排出を削減するため、化石燃料の使用を節約した取組や低燃費車の利用やアイドリングストップなどを広め率先した取組を進めます。 ②新エネルギービジョンに基づき、太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマスエネルギーなど、持続可能な再生可能エネルギーの利用を促進します。 ・住宅用太陽発電導入促進費補助金	化石燃料の使用を節約する暮らし方を実践しましょう。 太陽光や薪などの再生可能エネルギーの利用、省エネ生活の取組みましょう。		太陽光発電システム(10kw未満)導入件数(件)
			4-3-2	低炭素社会のシステムづくり	①新エネルギービジョン・省エネルギービジョンに基づき、公共施設等への再生可能エネルギー導入、省エネ型の設備への改修を進めます。 ・防犯灯LED化整備事業 ②低炭素社会の確立に、行政が率先して取り組むため、職員の環境負荷や省エネ意識の向上に努めます。 ③自家用車の燃料と温室効果ガスの排出削減に向け、公共交通機関の利用を促進します。 ④補助制度や環境団体等と連携した普及・啓発活動により、市内への再生可能エネルギー、省エネ型設備の導入を推進する。 ・地球温暖化推進事業、防犯灯LED化促進補助事業	環境基本計画、新エネルギービジョン、省エネルギービジョンの実践に協力しましょう。 環境負荷の少ない省エネ型のライフスタイルを実践しましょう。		CO2排出量
4-4	循環型社会	①ごみの減量、資源ごみのリサイクル、再生可能品の利用などを進め、廃棄量を減らしていくことが必要です。そのための取り組みを計画的かつ総合的に実施することが求められており、その実現に向け、環境意識の啓発を図り、効率的な資源循環の体制を整えていく必要があります。	4-4-1	ごみの発生抑制・再利用・再生利用の推進	①発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3Rを基本とし、家庭での分別・資源回収の徹底を図るとともに、地域における有価物集団回収への取り組みを支援し、ごみの減量化を推進します。 ②廃棄物の分別徹底やリサイクルなど、事業所におけるゼロ・エミッションへの取り組みを促進します。 ③ごみのないきれいなまちづくりを目指し、市民総参加で一斉清掃を行います。 ④循環型社会を確立するため、リサイクルプラザ等を活用し、市民への普及啓発に努めます。 ⑤新聞・雑誌やオフィス用紙などの再生利用を目指し、家庭や事業所での古紙リサイクルへの取り組みを促進します。 ⑥生ごみの堆肥化など、家庭でのごみ減量化への取り組みを奨励し、啓発に努めます。 ⑦ごみの減量化や資源の有効活用を図るため、使用済小型家電や古着の回収を推進します。	・ごみの減量化を進めるとともに、ごみの分別の徹底、有価物の集団回収に取り組ましましょう。 ・資源の有効活用を図るため、使用済小型家電や古着の回収に協力しましょう。 ・生ごみの堆肥化、減容化に取り組ましましょう。		1人当たりのごみ排出量(一般廃棄物) ごみのリサイクル率(一般廃棄物)

将来像を実現するためのまちづくりの目標

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

①施策No.	②施策	③現状と課題	④単位No.	⑤次期 単位施策	⑥次期基本計画単位施策(施策の展開)	⑦市民の参画	⑧関連施策	⑨指標項目
		②地球環境への負荷を軽減し、限られた資源を循環させていくことが必要な時代となっています。日常の生活においても、廃棄物が適切に処理され、資源の循環システムの中に組み込まれていくことが基本となります。 また、ごみの不法投棄対策を徹底していくことも重要な課題です。	4-4-2	効率的な廃棄物処理システムの確立	①一関地区広域行政組合が策定している一般廃棄物処理基本計画により、今後のごみ処理について計画的な対応を図ります。 ②快適な生活環境の確保のため、ごみのポイ捨てや不法投棄をしないよう公衆衛生意識の啓発や監視の強化を図ります。	・ごみのポイ捨てや不法投棄をしないことはもちろん、監視活動にも協力しましょう。 ・市民の一斉清掃活動に参加しましょう。		
		③ライフスタイルの変化に伴い公害の発生源は、多様化しています。住宅地に隣接する工場や近隣世帯に対しての騒音・悪臭等の公害苦情が多く発生しており、市民が安心して日常生活を送るためには、公害の発生源対策の推進や、生活型公害を未然に防ぐため啓発活動に取り組む必要があります。	4-4-3	公害対策の充実	①環境保全協定の締結による公害発生の未然防止に努めます。 ②道路や鉄道などの騒音・振動の状況を測定するとともに、日常の暮らしから近隣の騒音を抑えるよう啓発に努めます。	・大気汚染や悪臭の発生源とならないよう注意しましょう。 ・家庭や事業所から漏れる音が近隣騒音とならないよう、音量や時間に配慮しましょう。		環境保全協定締結件数
		④従来の大量生産や大量消費、大量廃棄の社会経済活動のあり方を見直し、市民、事業者、行政の協働により循環型社会づくりに取り組んでいくことが必要です。	4-4-4	環境自治体のシステムづくり	①市民と行政の活動指針となる地球温暖化実行計画や環境基本計画及び一般廃棄物処理基本計画に基づき、資源活用の一層の循環・効率化に努め、環境に対する負荷の軽減を図ります。 ②環境自治体としての体制の確立に向けて、行政の率先した活動が必要との認識のもと、職員の環境保全意識の向上を図り、全職員で取り組みます。	環境基本計画及び一般廃棄物処理基本計画の実践に協力しましょう。		
4-5	住環境・市営住宅・景観	①本市の住宅ストックにおいて、古い持ち家の木造住宅の占める割合は高く、この傾向は農村部において顕著となっています。これらの住宅は、住宅内の段差、低い断熱性能、耐震性への不安等機能面の課題とともに、高齢者や子育て世帯のライフスタイルに対応しにくい内装や間取りのため、活用されにくい状況にあります。地域の気候風土、歴史文化等に根差しつつ、現代のライフスタイルや需要等に適合する形でユニバーサルデザインや耐震化が行われ、住宅が長期間にわたり活用されるような環境の形成が求められています。	4-5-1	良好な住環境の形成	①市民が居住する住宅等を市内の施工業者を利用してリフォーム(修繕・補修工事等)を行う場合に、経費の一部を助成することで、市内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図るとともに、市民の生活環境の向上、省エネ化によるCO2排出量の削減及び市産木材の有効利用の促進を図ります。併せて、耐震診断・耐震改修を促進し、災害に強いまちづくりに資することを目指します。	・良好な住宅ストックのために、耐震化やバリアフリー化を進めましょう。 ・地球温暖化の防止に向けて、積極的に住まいの省エネ化を進めましょう。		商品券交付額
		②空家率もが低く、応募倍率は依然として高いことから、市営住宅の一定の供給は必要であり、居住者ニーズを踏まえ適切な戸数を維持する必要があります。 ③特に木造住宅の老朽化が顕著となっており、また、少子高齢化も年々進行しており、子育て世帯や高齢者世帯向けなど居住者ニーズに合った住宅の、計画的な建て替えが必要となっています。	4-5-2	適正な市営住宅の管理	①東日本大震災、少子高齢化など住宅政策を取り巻く状況が大きく変化していることや、大量に存在する老朽住宅への対応等を踏まえ、一関市公営住宅等長寿命化計画を見直し、将来の市営住宅の適切な維持管理を図ります。	・市営住宅の適正な利用に努めましょう		市営住宅管理戸数
		③骨寺村荘園遺跡一帯は、世界遺産「平泉」の関連資産として拡張登録に向け景観に配慮した、積極的な取り組みを続けてゆく必要があります。	4-5-3	良好な景観形成の推進	①良好な景観の形成を図るよう規制誘導を図る。 ②多くの人が景観まちづくりに関心を持ち、さまざまな形で関わっていく意識づくりを進めるため、景観まちづくり教育などの普及啓発に努める。 ③市民が主体となった景観まちづくり活動の情報共有・情報交換を図る組織として、景観計画に定めている(仮称)市民活動連絡会議の設立を目指すとともに、それぞれの活動に対する支援等を図る。 ④景観形成重点地区の拡充や景観重要建造物等の指定を促進し、魅力ある景観まちづくりを促進する。 ⑤地域の景観づくりの核となる道路、河川及び公園などの公共施設について、施設管理者との協議を行い、景観重要公共施設のさらなる指定を進める。 ⑥緑化運動や環境美化推進運動など、自主的な環境美化運動を進める団体や組織などへの支援を続ける。	・地域のより良い景観形成のために、景観まちづくり活動へ積極的に参加しましょう。 ・日頃から身近な環境美化に取り組み、美しいまちづくりを進めましょう。		

将来像を実現するためのまちづくりの目標

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

①施策No.	②施策	③現状と課題	④単位No.	⑤次期 単位施策	⑥次期基本計画単位施策(施策の展開)	⑦市民の参画	⑧関連施策	⑨指標項目
4-6	上水道	<p>①水道事業については、今後、給水人口が減少し給水収益も減収が見込まれます。</p> <p>②水道施設については、高度成長期に整備した施設が、ほぼ同時期に更新の時期を迎えることになり、大きな財政的負担を伴います。しかし、更新を遅らせることは安定供給にも影響を与えかねません。よって、財政的な面と安定供給の面から検討し、優先順位をつけるなどの計画的な更新が必要となります。</p>	4-6-1	安全な水の安定供給	<p>①水道事業の長期的な将来像を見据えた指標となる「水道事業ビジョン」を、水道道事業経営審議会のみなさんとともに策定し、安全な水を安定して供給できるよう事業経営を行っていきます。</p> <p>②水道施設や水道管路の更新について、優先順位をつけるなど計画的に行っていきます。</p> <p>③災害に強い水道を目指し、水道施設や水道管路の耐震化をはかるなどのハード面の対応に加え、災害復旧の応急訓練を行うなど防災対策を行っていきます。</p>	<p>・ライフラインとして欠くことのできないものでありながら、あまりにも日常生活に馴染んでいるため、意識することが少ないと思われる水道ですが、広報誌、水道週間などを通じ、改めて「水道」について認識しましょう。</p> <p>・災害により断水が発生した場合を想定した応急給水について、訓練の機会があれば参加しましょう。</p>		上水道の有収率(%)
		<p>③水道の未普及地域への対応については、財政状況を勘案しながら対応しなければなりません。</p>	4-6-2	未普及地域への対応	<p>④水道事業の長期的な将来像を見据えた指標となる「水道事業ビジョン」を、水道道事業経営審議会のみなさんとともに策定し、未普及地域への対応について検討していきます。</p> <p>⑤平成27年度から飲用井戸等整備事業補助を実施し、水道未普及の方々の井戸等の整備に係る費用を補助いたします。(事業費の1/2、限度額60万円)</p>	<p>・水源保全に努めましょう。</p>		水道普及率(%)
4-7	下水道	<p>①下水道をはじめとする污水处理施設は、市民が快適で文化的な生活を送る上で欠かすことのできない施設であり、豊かな自然環境を保全する上で、非常に重要な役割を担っています。</p> <p>②環境の保全や快適な市民生活を確保するため、効率的な公共下水道の拡充整備の推進と合併処理浄化槽の整備が求められています。 (平成26年1月に国土交通省、農林水産省、環境省の3省連名で、污水处理施設の整備については、今後10年程度を目途に概成と言う考え方が示された。)</p>	4-7-1	処理施設の整備と普及促進	<p>①地域特性に応じた公共下水道や合併処理浄化槽の効率的な整備促進により、河川の水質浄化と快適で衛生的な生活環境を創出します。</p> <p>②下水道の供用開始した区域については、事業効果の早期発現と経営の安定化を図るため、早期の水洗化を働きかけ、下水道利用を促進します。</p> <p>③処理施設の早期概成のためのアクションプランを策定し、定期的に進捗管理を行いながら、必要に応じ地域の実情に合わせた計画の見直しなどを行いません。また、施設の統廃合や施設の効率的な改築や更新などを実施し、施設の長寿命化を図りながら、安定したサービス提供体制の確保に努めます。</p>	<p>快適な生活環境づくりのため、早期の水洗化に努めましょう</p>		污水处理人口普及率